県職労情報

2017年12月20日 NO.1332

神奈川県職員労働組合

〒231-8588 横浜市中区日本大通り1本庁舎6F Tel 045-212-3179 fax 045-212-3178

2017年 賃金確定 大綱妥結

県勧告完全実施、3月差額支給

(25歳事務職で約4万円)

- ◆給料表引上げ(400円~1,000円)
- ◆地域手当2018年度11.8%から11.9%に
- ◆一時金0.1月増(年間4.3月⇒4.4月)
- ●勤勉手当格差拡大阻止 ●55歳超職員の昇給抑制幅を圧縮
- ●最高号給の見直し阻止 ●2級昇格メリット廃止に経過措置
- ●再任用職員の格付け課題は引き続く課題に

2017年度県労連賃金確定闘争の山場となった12月19日。幹事団交渉は午前中から断続的に行われ 三役交渉を経て、翌20日午前4時1分、構成組合の機関判断(県職労は拡大闘争委員会)を経て大綱 妥結を確認しました。



今期の賃金確定闘争は、給与一時金プラス改訂の県人事委員会勧告の実施の判断を示さぬまま、 県当局が「説明責任と透明性」を理由に若年者から高齢者まで全世代にわたる諸制度の改悪提案を行うという厳しい状況の中で 取組まれました。

県労連幹事団として勧告実施を迫るなか、労務担当局長は19日午後9時30分からの幹事団交渉でようやく県人事委員会勧告の 完全実施を回答。あわせて、退職手当削減については3月実施、制度改悪提案については三役交渉の場でぎりぎりの判断をして いきたいとしました。

県職労妥結を判断

三役交渉の到達点を踏まえ県労連幹事会として妥結批准を 提起し、県職労拡大闘争委員会として次の点を評価して妥結 判断しました。

- (1) 県人事委員会の給与・一時金のプラス勧告を2017年4月に遡及して実施し、3月に差額支給することが確認された。
- (2) 勤勉手当の成績率区分の格差拡大を阻止した。
- (3)「働き方改革」に関連し、労働時間短縮等の問題について任命権者交渉で行うこととさせた。
- (4) 臨時任用職員の雇用の空白期間が解消されることとなった。
- (5) 不妊治療にかかる療養休暇について、実情を把握するなかで取得改善について検討することとなった。
- (6)「級号給の県独自追加」について今期撤回させるとともに、「再任用職員の格付変更(原則5級から4級)」について継続課題とさせた。
- (7)「55歳昇給停止」について「停止」を撤回させ、1号 昇給を確保した。

しかし、現在1級にいる者(大卒採用3年以内)の生涯賃金が500万円以上下がってしまう「2級昇格メリット」の廃止については、経過措置導入により激変を緩和し、人材確保に意を用いるとの回答を引き出したものの、他の都道府県にはないことを理由に強行され、「高位号給からの昇格メリットの見直し」とあわせ2018年4月から実施されることになりました。

来年9月までに整理するとした「再任用の格付け変更」問題 も含め、残された課題は大きなものがあります。

県職労は今期に昇給時給与削減方向(2級昇格メリット廃止)が決まってしまった若年者をはじめ、全県職員の賃金労働条件の改善にむけ、県職労基本要求闘争と来る2018国民春闘のたたかいを、職場からすすめていきます。そのために、自らの、そして県職員の要求前進のために県職労への結集を呼びかけます。



要求・課題	妥結概要					
月例給	○給料表について人事委員会勧告どおり給料表の400円~1,000円引上げ。平成29年4月1日から適用する措置を講じる。 ○非常勤職員の賃金・加給改定は平成30年4月1日から。					
一時金	 ○勤勉手当については、支給率を0.10月引き上げることとし、平成29年12月1日から適用する措置を講じる。 ○なお、平成29年度については、12月期の支給率を0.95月(再任用職員にあっては0.45月)とする。 ○また、平成30年度以降の勤勉手当の支給率は、6月期及び12月期それぞれ0.90月(再任用職員にあっては0.425月)とする措置を講じる。 ○任期付研究員及び特定任期付職員にあっては、平成29年度は12月期の期末手当を1.675月とし、平成30年度以降は6月期及び12月期それぞれ1.65月とする措置を講じる。 					
勤勉手当の成績率	○勤勉手当の成績率については、別表1のとおり(ただし平成29年12月期については、別表2のとおり) 別表1 (2018年度から適用) 別表2 (2017年12月期)					
		現行 97.5/100	改訂 102.5/100	勤務成績に応じた区分特に優秀	現行 97.5/100	改訂 107.5/100
	良好	90.5/100 83.5/100 78.5/100	95.5/100 88.5/100 83.5/100	優 秀 良 好 良好でない	90.5/100 83.5/100 78.5/100	93.5/100 88.5/100
	□ ○再任用職員の勤勉手当の成績率は別表3のとおり (ただし平成29年12月期については、別表4のとおり) 別表3 (2018年度から適用) 別表4 (2017年12月期)					
	勤務成績に応じた区分	現行	改訂	勤務成績に応じた区分	現行	改訂
	 _ 	42.75/100	45.25/100	優秀	42.75/100	47.75/100
		39.25/100 35.75/100	41.75/100 39.25/100	良好でない	39.25/100 35.75/100	44.25/100 41.75/100
地域手当	○平成30年4月1日から平成31年3月31日までの地域手当の支給率については、11.8%から11.9%に引上げ。					
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	○国に準じ退職手当の調整率を87/100から83.7/100に引き下げ。平成30年3月1日施行。経過措置は設けない。					
高齢層(55歳超)職員の 昇給抑制	○55歳超職員の昇給区分を「特に良好・きわめて良好」を3号から2号に、「良好」を2号から1号に、「やや良好でない」を昇給なしとする。平成31年1月1日実施。					
高位号給からの昇格メ リット抑制	○4級以上の最高号給を含む高位の号給(最高号給から17号給遡った号給まで)から昇格した場合に昇格加算額の抑制を行う。抑制後は下げ始めの号給は1号給抑制、徐々に抑制額を上げ、最高号給は「直近上位+8号給」とする。ただし昇格加算額の7割の額は保障する。平成30年4月1日実施。					
号給追加の見直し	○引き続き話し合っていく。					
2級昇格メリットの廃止	○行政職(1)・研究職給料表における2級昇格時メリットは平成30年3月31日をもって廃止。4年間の経過措置を 設け、どちらの給料表とも昇格加算額を2018年度7,000円、2019年度5,000円、2020年度3,000円、2021年度 1,000円とする。					
特殊勤務手当の新設	○特定大規模災害等に対応するため特例的に支給。支給対象業務は①死体の取扱い作業、②堤防等の復旧作業に5日以上従事した場合、③原子力事業所周辺での作業。支給額は国に準じた額。					
療養休暇の通算基準	○療養休暇のリセット期間を30日から6ヶ月に改定する。平成30年4月1日から適用する。					
不妊治療にかかる休暇	○不妊治療に関する療養休暇の運用についてはしかるべき場で話し合っていく。					
忌引休暇の拡充	○引き続き話し合っていく。					
リフレッシュ休暇	○平成30年度以降、リフレッシュ休暇の分割取得を可能とし職専免1日を含む3日以上で2回まで取得できることとする。また夏季休暇と連続した取得ができるものとする。。					
柔軟な勤務時間	○しかるべき場で話し合っていく。					
再任用職員の格付け	○フルタイム及び短時間再任用職員の格付けは交渉経過を踏まえ9月を目途に話し合っていく。					
臨任職員の「空白」期 間廃止	○平成30年度から空白期間廃止。来年度から4月1日採用となる。再来年度4月1日から地共済加入。					
働き方改革	○働き方改革については、任命権者との間で労使協議の場を設置するものとする。					